

## 第4章 施策の基本的方向

### 4-1 循環型社会を創造する

#### (1) 森林資源の利活用促進

##### ■主要課題

- 木材は再生産が可能な循環型資源であり、環境負荷が少ない素材です。広大な木材の生産地であるとともに木材の消費地を抱えた本市は、森林を適正に管理し、木材を生産するとともに、木材を活用することによって、循環型社会の形成を促進していくことが可能です。
- 市北部の中山間地域における人口の減少、輸入材との競争による木材価格の低迷などにより、林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。森林資源の循環利用の担い手となる林業・木材産業の振興を図りながら、木材の利活用の促進につなげていく必要があります。

##### ◆循環型資源としての木材

- 木材は再生産が可能な資源です。
- 太陽エネルギーにより生産される資源です。(省エネ資源)
- 多段階の利用が可能な資源です。(例：木材→ボード→紙→燃料)
- 自然にやさしい資源です。
  - ：生産、消費、分解の物質循環に沿っています。分解が容易で、それに伴う有害な物質の発生もありません
- 固定された炭素を保管し続ける資源です。
  - ：木材は製造時の炭素放出量が少ないばかりでなく、木材として利用されている期間、炭素を保管し続けます。
  - ：1993年の我が国の全住宅に使用されている木材が貯蔵する炭素量は約1億4000万tです。これは我が国の全森林に貯蔵されている炭素量(7億8000万t)の約18%にも及びます。そのため、木造住宅群は「都市の森林」とも言われます。

##### ■施策

#### 1 林業の振興

##### ①低コスト林業の推進

- 林業の労働生産性を高めることによって、木材価格の変動に関わらず、計画的に木材を生産し、売る林業の生産体制を作ります。
- 森林所有者の合意形成と、森林経営・管理の集約化を促し、木材生産の事業規模の拡大と、森林の境界の明確化を進めます(「小規模・分散」から「大規模・一体」へ)。
- 周辺環境に配慮した林道、作業道や作業路の効果的な開設とともに、林業機械などの導入により木材の生産性を高め、計画的な木材生産体制を確立します。



【木材の伐採】

##### ②新しい人材の育成・確保

- 林業事業体の経営・管理能力を高め、林業事業体が森林所有者から長期に渡る森林経営・管理権を得ることにより、安定的な事業量の確保を推進します。
- 意欲があり、先駆的な取組を行う林業事業体への支援策を充実して、林業技術員の雇用

の確保、技術の習得、定着化を図ります。

- シイタケなどの特用林産物の生産を振興して、複合経営を推進します。

## 2 木材の安定供給と需要拡大

### ①木材の安定供給

- 林業・木材産業が連携することで合意に基づく計画的な木材供給を促すとともに、品質の確かな製材品の安定供給体制をつくります。
- 品質の確かな製材品である「しずおか優良木材」(\*)を消費者に安定供給するため、人工乾燥などの高度加工施設を整備するとともに、木材産業の再構築（規模拡大、共同出荷体制など）を推進します。

### ②木材の需要拡大

- 市民の地域材に対する理解を図り、木材の地産地消を図ります。
- 持続可能な森林経営・管理を明らかにし、消費者の信頼を高めるために、森林認証(\*)の取得を支援します。
- 林業、木材産業、大工・工務店などの連携強化により、地域材を使った安全・安心な家づくりを推進します。
- 「しずおか優良木材」と森林認証材の普及に加え、それらを活かした家づくりを推進します。
- 地域材利用推進事業により、地域材を使用した住宅の建設を促進します。
- 公共施設や事業所などでの地域材の利用を促進します。



【地域材を利用した春野地域自治センター】



【地域材を利用したベンチ（南区役所）】

## 3 森林資源を活用した新産業の創出

### ①森林療法(\*)への活用

- 森林や天然素材としての木材が持つ健康回復効果に着目し、森林療法への活用について、調査研究を進め、その実用化を目指します。

### ②木質バイオマス(\*)の利用促進

- 間伐材や樹皮などの木質資源をエネルギーとして、有効活用していくシステムの構築に向けた調査研究を進め、その実用化を目指します。

### ③消費者ニーズに合った木製品の創出

- 消費者ニーズに合った製品づくりのために、木製品のデザイン性を向上するとともに、新規の木製品を創出します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①木材生産量 民有林からの木材伐採材積量	[平成17年度実績] 12.5万m <sup>3</sup>	15.7万m <sup>3</sup>
②間伐実施面積 市内の民有林のうち、行政や林業者が実施した間伐面積	[平成17年度実績] 1,894ha	2,000ha
③森林認証取得面積(累計) 市内の民有林で森林認証を取得した森林面積	0ha	27,000ha

## (2) 健全な水循環の確保

### ■主要課題

- 水の循環は河川や湖の水量の確保、水質の浄化、生態系の保全、水辺環境の形成などに大きな役割を果たしています。
- 市域の多くは天竜川又は、浜名湖(都田川)の流域に属し、それぞれの流域圏内の結びつきが強いことが大きな特徴です。市域の68%を占め、“緑のダム”と言われる森林の水源かん養<sup>(\*)</sup>機能の保全・回復はもちろんのこと、流域を単位としてとらえた水循環の健全化が必要です。
- 都市化の進展とともに、農地の減少、舗装道路の増加、河川護岸のコンクリート化などが進み、自然の持つ水源かん養機能の低下が懸念されます。今後は、水源かん養機能の保全や回復に配慮した都市整備を実施することが必要です。
- 本市においては、人口の伸びとともに給水人口、給水量も伸びを示しています。水の安定的な確保と供給が求められますが、同時に、自然の水の循環と調和した水利用を実現することが必要です。
- 地下水の水位、塩水化現象は近年横ばい傾向にありますが、揮発性有機化合物や重金属による地下水汚染が生じています。地下水の適正利用に向けた取組を推進するとともに、地下水の汚染防止や浄化対策が必要です。
- 県環境部が平成9年に実施した地盤沈下調査によれば、市内では顕著な沈下は発生していません。しかしながら、本市には沖積低地が広く分布していることから、地盤沈下が生じやすい環境にあり、地下水位の観測、地下水揚水量の調査など、監視活動に継続して取り組むことが必要です。

#### ◆ 緑のダム

- 地表に達した降水は、地表を流下するものと地中に浸透するもの、蒸発により大気中に戻るものに分かれます。このような循環過程そのものを人間が制御することは不可能ですが、この循環の速度を変えることによって、水の利用率を高めることは可能です。特に森林は、降水を地下浸透させ、徐々に河川などへ流出させることで、水の利用率を高めることから「緑のダム」といわれています。

## ■施策

### 1 森林、農地が有する水源かん養機能などの公益的機能の増進

- 森林や森づくり活動の推進、各種基金の活用などによる計画的な土地利用、耕作放棄地の発生予防など、適正な森林、農地の整備・保全を行います。

[詳細は P79、4-3 「(1)森林・農地の公益的機能の増進」 1、2 に掲載]

### 2 地下水のかん養

#### ①雨水の地下浸透の促進

- 護岸工事を自然素材である木材を利用して行うなどの自然にやさしい多自然な川づくりや道路の透水性舗装など、雨水の地下浸透を促す都市基盤整備を推進します。
- 公共施設・工事において、雨水の地下浸透や洪水対策を目的に雨水浸透ます<sup>(\*)</sup>を設置するとともに、市民や事業者に対する積極的な PR などにより雨水浸透ますの設置を促します。またあわせて、雨水の地下浸透を図るため、透水性舗装や樹木の植栽なども促します。



【多自然川づくり実施河川(豊田川)(東区豊西町)】



【雨水浸透ます】

#### ②水田の保全

- 地下水かん養に大きな役割を果たす水田の保全に努めます。

#### ③地下水利用の適正化

- 地下水位の観測や塩水化調査に継続的に取り組みます。
- 「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水の揚水の規制・指導を行います。
- 地下水を利用している各事業者の自主的な取組について、継続して協力を求めています。

#### ④湧水の保全

- 健全な水循環を示す湧水について、情報を収集するとともに、保全に向けた取組を進めます。

### 3 地下水汚染対策の充実

- 地下水の水質調査の実施や、地下水汚染源への継続的な浄化対策の指導を行います。

[詳細は P76、4-2 「(4)土壌・地下水汚染の防止」 2 に掲載]

### 4 用水の安定供給

- 生活用水については、上水道・簡易水道などの施設整備を進め、安定供給に努めます。
- 工業用水・農業用水については、関係機関や広域的な連携のもと、利水者間の水利調整を図りながら、安定した水供給に努めます。

### 5 水資源の有効活用

#### ①節水意識の普及啓発

- 市民や事業者に対して、健全な水循環の重要性などについて情報提供を行うとともに、節水意識の普及啓発に努めます。

## ②雨水・下水処理水などの活用

- 雨水活用については、啓発活動を通じて、洗車用の水や散水用などへの使用を目的とした雨水利用施設・設備の導入促進に努めます。
- 下水処理水については、下水処理施設内の散水用などとしての活用を推進します。

### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①雨水浸透ます設置箇所数（累計）	126 ヶ所	156 ヶ所
②地下水位の上昇 観測を開始した時点と比較して、地下水位が上昇した井戸の本数割合 (開始時点：昭和 30 年～平成 6 年)	78% (14/18)	83% (15/18)

## (3) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

### ■主要課題

- 一般廃棄物の分別、収集、処分方法は、合併前の市町村によって異なっていたために、現在でも地域により、分別、収集、処分方法に違いがあります。平成 19 年度に一部見直しを実施しましたが、全市における分別方法の統一を早急に図る必要があります。
- 最終処分場などの廃棄物処理施設の確保は難しいことなどを考えると、資源を無駄にせず有効に活用し、廃棄物の増加を食い止めることが重要です。このため、ごみの減量化と資源の再利用の推進は当然ながら、なにより廃棄物のもとになるものを断ったり、買わないようにすることが必要です。

### ■施策

#### 1 発生抑制・再使用・再生利用・拒否・再生品購入の推進

##### ①啓発活動の推進

- ごみ減量運動をはじめとした各種運動・イベントを行います。
- 買い物袋持参、ごみになるものを買わない、資源物の店頭回収、リユース活動及びグリーン購入<sup>(\*)</sup>の促進など、市民・事業者の自発的な行動を促すための啓発活動を行います。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や個別リサイクル法など、法律の正しい知識を普及させるため、啓発活動を行います。

##### ②市民の活動促進

- 一般家庭における生ごみ処理機の導入促進やコンポストの利用促進など、ごみの減量のための各種助成事業を実施します。
- 資源物集団回収などの活動を通じてごみの減量に取り組む各種団体に対して、必要に応じて協力金などの支援を行います。
- 家庭から排出されるせん定枝などの再利用を目的とする緑のリサイクル事業を実施します。
- 紙類の資源物の回収を促進します。

##### ③事業者への減量・資源化指導

- 事業者が排出するごみについては、減量・リサイクルを徹底し、資源回収システムを整

備するよう求めていきます。

- 多量排出事業者に対しては、ごみ減量化計画の策定を求めるなど、ごみの減量・資源化のための指導を進めます。

#### ④民間事業者との協働

- ごみの資源化や生活用品のリサイクルを目的に、資源回収が容易な容器の使用や包装紙の簡素化、発泡トレイやペットボトル、電池の店頭回収などに対する協力を民間事業者に求めていきます。
- スーパーマーケットをはじめとする事業者と市民との理解や協力を得ながら、レジ袋の有料化に向けた検討を行います。

#### ⑤経済的手法の検討

- ごみの減量・再利用を確実に進めるための手段として、ごみ処理の有料化（ごみ処理手数料の徴収）について調査・研究を進めます。
- 商品を販売する際に、代金に一定の預り金を上乗せして販売し、消費者が不用になった容器などを返却した時に預かり金を払い戻すデポジット制度の導入について調査・研究を進めます。

## 2 適正な廃棄物処理

### ①収集方法などの見直し

- 現在、地域によって異なっているごみの分別方法（品目、区分、排出方法、回収回数）については、平成24年度を目標に統一します。
- 分別方法の統一にあたっては、市民・事業者に必要な広報活動を行い、分別排出の徹底を図ります。
- 資源物回収拠点となるリサイクルステーション<sup>(\*)</sup>の拡充を進め、一層の資源化を目指します。



【リサイクルステーション】

### ②処理施設の整備・再編

- 北部清掃工場及び南部清掃工場の老朽化に対応し、西部清掃工場を建設します。なお、西部清掃工場の建設により、ごみ処理能力の増強や、埋立処理していた焼却灰を熔融し土木建材として利用できる熔融スラグを生成することで最終処分場の延命化を図ります。また、施設の余熱や余剰電力を活用した新水泳場も併設します。
- 市町村合併以前に旧市町村が保有していた処理施設の整理・統合を進めます。



【西部清掃工場(完成予定図)(西区篠原町)】

### ③処理方法の見直し

- 今後は、資源回収や熱回収をより一層推進できるような処理方法について、調査研究を重ね、可能なものから導入を進めます。
- 焼却施設では、下水道汚泥をあわせて焼却処理することで、最終処分量を削減します。
- 焼却施設で生成する熔融スラグの有効利用を、環境汚染がないよう配慮しつつ進めます。

### ④不法投棄対策

- 県、警察、市民などと連携を図り、不法投棄の監視体制を強化します。また、不法投棄

に対して、適切かつ迅速な現状回復を推進します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①廃棄物総排出量 (1人1日当たりのごみ排出量) [一般廃棄物] 総排出量：市が収集した廃棄物量と集団回収量の合計 1人1日当たりのごみ排出量： 本市人口により1日当たりの一般廃棄物排出量を算出したもの	322,032 t (1,075.5 g/人・日)	305,000 t (996 g/人・日)
②廃棄物再生利用量・(リサイクル率) [一般廃棄物] 再生利用量：市により再生利用された量と自治会などの民間団体により回収された集団回収量の合計 リサイクル率：上記の量を総排出量で除した率	62,437 t (19.4%)	89,000 t (29%)
③廃棄物最終処分量・(最終処分率) [一般廃棄物] 最終処分量：発生した廃棄物のうち、再生利用などができずに最終処分した量 最終処分率：上記の量を総排出量で除した率	45,720 t (14.2%)	16,000 t (5%)

## (4) 産業廃棄物対策の推進

### ■主要課題

○産業廃棄物の排出量は、一般廃棄物と比べて5倍以上の排出量があり、これらを再生資源物として有効に活用していくなどの取組を、さらに推進していく必要があります。

### ■施策

#### 1 発生抑制・再使用・再生利用の推進

##### ①廃棄物の発生抑制（減量化）

- 排出事業者責任の原則に基づき、事業活動において発生する産業廃棄物発生量を最小化するように、啓発活動を進めます。
- 産業廃棄物発生量が年間1,000 t以上又は、特別管理産業廃棄物発生量が年間50t以上の事業所に対しては、産業廃棄物処理計画の策定やその具体化を指導します。またその実績については、縦覧により市民に公開します。
- 事業者が自主的に環境保全に関する取組を行い、環境に関する方針や目標などを自ら設定するための取組として、ISO14001<sup>(\*)</sup>などの環境マネジメントシステム<sup>(\*)</sup>の導入を支援します。
- 市が排出事業者となる公共工事などにおいては、廃棄物の発生抑制に努めます。

##### ②再使用・再生利用の推進

- 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、ライフサイクルアセスメント(LCA)<sup>(\*)</sup>の手法を用

いて、生産工程の見直しや使用原材料の転換を図り、ゼロエミッション<sup>(\*)</sup>システムを構築する事業者の取組の促進を図ります。

- 再生利用品（廃棄物から再資源化された製品）などを優先的に使用するグリーン購入の促進を図ります。
- 「建設リサイクル法」に基づく現場などへの立入検査を実施し、適正な分別解体・特定建設資材廃棄物の再資源化を図ります。
- 「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法<sup>(\*)</sup>」、「自動車リサイクル法<sup>(\*)</sup>」などのリサイクル関連法の適正な運用指導を図ります。
- 下水汚泥、浄水汚泥などの大量に発生する廃棄物の再生利用などを積極的に促進します。

## 2 適正管理、適正処理の推進

### ①適正管理の推進

- 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の活用により、処理状況などを正確に把握・管理するよう指導します。
- 産業廃棄物行政を的確に推進するため実態調査を定期的実施し、産業廃棄物の発生量、処理実態の把握を行います。

### ②適正処理の推進

- 産業廃棄物の処理が、法令を遵守し適正に行われるように監視・指導を行います。
- 市内の排出事業者、産業廃棄物処理業者への立入検査を実施します。
- 廃棄物不法投棄防止パトロール事業を精力的に実施し、不法投棄の監視体制を強化します。また、不法投棄者に対しては、厳格に対処します。



【事業者への立入検査】



【不法投棄防止キャンペーン】

### ③適正処理施設の確保

- 産業廃棄物処理施設設置については、「浜松市産業廃棄物処理施設の設置などに係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、事業者と住民との意見交換を行うことで、施設設置に係る紛争の予防と調整を図り、適正な処理施設の確保に努めます。
- 広域的な処理体制の確保を図る必要性から、県と連携しつつ、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を検討します。

## 3 資源循環システムの高度化

- バイオマスの利用促進から、下水汚泥、畜産糞尿、食品廃棄物などの産業廃棄物を利活用した新規のエネルギー利用方法について検討します。特に産業廃棄物としての排出量が多い下水汚泥については、燃料化（炭素など）を通じた新規の環境産業の創出の可能性について検討します。



#### 4 包括的な対応に向けた連携の推進

##### ① 排出事業者、処理業者の連携の推進

- 産業廃棄物の適正処理を図るため、排出事業者間、処理業者間及び排出事業者と処理業者間の連携の推進に対して指導を行います。
- 共同化、協業化による再資源化施設、再資源物利用システムの研究・開発に協力します。

##### ② 自治体との連携

- 排出事業者や処理業者に対する一貫した指導を行うため、県と共同して施策の展開を図ります。
- 産業廃棄物の適正処理にあたっては、広域的な対応、全国的な対応も求められることから、必要に応じて他の県や政令指定都市とも連携し、産業廃棄物の再生利用などについての、技術、実態などに関する情報収集・情報交換を進めます。

##### ③ 産学官の連携による調査・研究

- 資源循環システムの高度化に向けて、高度な技術を有する事業者との連携や、国などが進める技術開発研究事業に積極的に働きかけるなど、産学官の連携による研究開発プロジェクトを各種の支援制度を活用しながら促進します。

##### ④ 市民への周知活動の推進

- 産業廃棄物対策についての市民の理解を深めるため、インターネットなどを通じて、産業廃棄物管理、処理・処分の実態についての情報の公開・発信を進めます。
- 排出事業者や処理業者、市民に対して、産業廃棄物を身近な問題としてとらえる社会教育の機会を提供し、循環型社会を形成するための自主的な活動を促します。

#### ■ 環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
① 廃棄物排出量 [産業廃棄物] 発生量から有価物量を除いた排出量	[平成 16 年度実績] 155.9 万 t	166.7 万 t (下水道普及に伴う下水汚泥の増加分を除き、全ての廃棄物において、現状値以下になることを目標とする。)
② 廃棄物再生利用量・(再生利用率) [産業廃棄物] 再生利用量：産業廃棄物の排出量うち、セメント原料、肥料、燃料などとして再利用した量 再生利用率：上記の量を廃棄物排出量で除した率	[平成 16 年度実績] 72.5 万 t (46.4%)	80 万 t (48%)
③ 廃棄物最終処分量・(最終処分率) [産業廃棄物] 最終処分量：発生した廃棄物のうち、再生利用などができずに最終処分した量 最終処分率：最終処分した量を廃棄物排出量で除した率	[平成 16 年度実績] 13.4 万 t (8.5%)	8.3 万 t (5%)
④ 産業廃棄物不法投棄件数 市内で発見された産業廃棄物の不法投棄件数	5 件	0 件

※ ①、②、③の現状値は、平成 16 年度の実績（浜松市産業廃棄物実態調査報告書：平成 18 年 3 月）による。

## (5) 省エネルギーの推進

### ■主要課題

○主要な温室効果ガス<sup>(\*)</sup>である二酸化炭素の排出には電力消費が大きく関係します。このため、家庭や事業所における省エネの促進を推進する必要があります。また、同じく大きな排出要因となっているガソリン・軽油などの自動車用燃料の消費削減に対しては、公共交通機関の利用促進、環境負荷の少ない運転マナーの普及活動、環境負荷の少ない自動車の普及などに取り組むことが必要です。

### ■施策

#### 1 市民・事業者への意識啓発

##### ①各種啓発活動の推進

- 市民・事業者に向けて、環境家計簿の配布などによる啓発活動、広報、キャンペーン、環境教室などを通じた省エネルギーのための情報提供を行い、省エネルギーに配慮したライフスタイルの定着を促します。
- 省エネラベル<sup>(\*)</sup>の普及啓発を通じて、省エネルギー型の家電製品の普及を促進します。

##### ②市の率先行動

- 市民や事業者に省エネルギー型の暮らし方、事業活動の定着を促進するため、市の公共施設において冷暖房温度の適正化や消灯運動など、省エネルギーの推進に向けた取組を率先して行います。

#### 2 省エネルギーに配慮した都市整備

##### ①エネルギー効率を高める都市整備の推進

- 無秩序な市街地の拡大を抑制し、合併前の旧市町村の中心部や交通結節点などの各拠点の特性に応じた都市機能の集積を進めるとともに、各拠点相互のネットワークを構築することで、相互に補完し合うコンパクトシティ<sup>(\*)</sup>の考え方を取り入れたまちづくりを推進します。
- 都市内でエネルギーを有効利用するため、省エネルギー対策に十分配慮し、環境負荷の少ない市街地形成を誘導します。
- 民間の都市開発については、地域のエネルギー需要に応じた地域熱供給システム、コージェネレーションシステム（熱電併給システム）などの導入や都市排熱の有効利用などに協力を求めています。

##### ②建築物の省エネルギー化の促進

- 省エネルギー型の施設・設備の導入、省エネルギー型の生産工程の導入を事業者に働きかけることで、建築物の省エネルギー化を促進します。またあわせて ESCO<sup>(\*)</sup> や BEMS<sup>(\*)</sup> の普及を促進します。
- 県との連携による一般住宅を対象とした省エネルギー診断<sup>(\*)</sup>の普及を促進します。

##### ③建築物の緑化の促進

- 建築物の屋上や壁面の緑化は、建物の断熱性を高め省エネルギー効果も期待できることから、市街地における建築物の緑化の促進を図ります。



【建物の屋上緑化】

### 3 交通部門における省エネルギーの推進

#### ①環境にやさしい運転マナーの普及

- エコドライブ（アイドリングストップ、空気圧・オイルなどの点検、急発進・急ブレーキの回避など）によるエネルギー効率の良い、無駄のない運転を奨励します。

#### ②総合的な公共交通対策の推進（交通需要マネジメント<sup>(\*)</sup>（TDM）の実施）

- 公共交通機関のダイヤ改正やパークアンドライド<sup>(\*)</sup>の導入を推進し、1人当たりのエネルギー効率が良い公共交通機関の利用促進を図ります。

[詳細は P70、4-2「(1)大気汚染対策の推進」2に掲載]

#### ③低公害車<sup>(\*)</sup>の普及

- 低公害車を公用車へ率先導入するとともに、市民・事業者への普及を促進します。

#### ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①公共交通機関（電車・バス）利用者数 遠鉄バス、遠鉄電車、JR 東海道線、天竜 浜名湖鉄道の利用者数	[平成 17 年度実績] 5,802 万人	5,802 万人 (公共交通機関利用者数は減少傾向にあるため、これ以上減少しないことを目標とする。)

### (6) 新エネルギーの活用促進

#### ■主要課題

- 循環型社会の構築を目指していく上では、化石燃料によるエネルギー消費の削減と効率的利用が課題であるとともに、自然エネルギーや未利用エネルギーへの転換という視点も重要です。
- 再利用可能なエネルギーとして期待されるバイオマス資源については、「浜松市バイオマス利活用推進計画」に基づき、本市の特性に応じた利活用に取り組むことが必要です。
- 市内には風力発電施設を建設する構想や計画が複数あるため、「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」に則して、周辺環境や景観へ悪影響を及ぼすことなく導入されるよう適正な誘導が必要です。
- 風が強いことや日照時間が長いことなどの本市の特徴を活かして、化石燃料に依存しない新しいエネルギー利用についての調査・研究を行い、新エネルギーへの転換を促進することが求められています。

#### ■施策

### 1 バイオマスエネルギーの利活用

#### ①既存利活用システムの推進

- 家畜ふん尿、建築廃木材、木くずなど、既存の方法やシステムを利用し、その活用を推進します。

#### ②新規利活用モデルの確立に向けた調査・研究

- 「浜松市バイオマス利活用推進計画」において優先利活用バイオマスとして位置づけられている木質バイオマス（間伐材、木くず、建設廃木材など）、せん定枝、食品残さ、

家畜ふん尿、バイオ燃料（廃油、BDF<sup>(\*)</sup>）を対象として、長期的な視点から、利活用システムの構築に向けた調査・研究、事業化テストを実施します。

- 関係者間の理解と連携を深め、バイオマス利活用の推進体制を整えます。
- 調査・研究、事業化テストの結果を踏まえ、新規利活用モデルの確立を図ります。

## 2 新エネルギーの導入促進

### ①新エネルギーの導入

- 公共施設への太陽光発電などの新エネルギーの導入に努めます。
- ごみ焼却施設の余熱による熱エネルギーの有効活用に努めます。
- 民間事業者が市内各地で建設計画を検討している風力発電施設について、積極的な情報収集を行い、施設建設にあたっては、「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」に基づき市民・有識者の意見を参考に環境影響に対する評価を行うなどして、指導・助言を行います。
- 住宅用太陽光発電や事業者向けの太陽光発電・風力発電などの導入に対する補助制度の充実や、太陽熱利用に関する情報提供により、新エネルギーの導入促進を図ります。
- バイオマスエネルギーや風力・太陽光などの自然エネルギーはもとより、エネルギーの新しい利用形態として期待されているクリーンエネルギー自動車<sup>(\*)</sup>、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などの新エネルギーについて、啓発活動やインターネットなどを通じた情報提供を進め、導入促進を図ります。



【太陽光発電】

### ②その他の新エネルギー活用に向けた調査・研究

- 小規模河川の水流が持つ水力エネルギー、井戸水などの温度差エネルギー、地中熱エネルギーなど、多様なエネルギー活用の可能性を検討します。
- 都市の排熱やごみの焼却熱などを活用した熱供給システムの可能性を検討します。

## ■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①バイオマス新規利活用モデルの創出 件数（累計）	0 件	3 件